



犯罪被害給付制度の見直しについて

犯罪被害給付制度とは、人の生命又は身体を害する犯罪行為により、不慮の死を遂げた者の遺族又は重傷病を負い若しくは障害が残った被害者に対して、犯罪被害給付金を支給し、及び当該犯罪被害の発生後速やかにこれらの者を援助するための措置を講じることにより犯罪被害等の早期の軽減に資するため、昭和56年4月1日に発足した制度です。

変更点は以下のとおりです（※平成30年4月1日施行）

幼い遺児に係る遺族給付金の引上げ

8歳未満の遺児がいる場合は遺族給付金がUP

重傷病給付金の給付期間の延長

重傷病給付金の給付期間を「1年」から「3年」に延長

仮給付金の額の制限の見直し

仮給付金（裁定に必要な事実の一部を認定できないため裁定できない場合に、暫定的に給付金の一部を支給するもの）の額について、給付金相当額の3分の1を上限としていたものが給付金相当額を支給可能に見直し

親族犯罪における減額・不支給事由の見直し

- 犯罪行為時、犯罪被害者又は第一順位遺族と加害者との親族関係が破たん（事実上の離婚、DVによる別居など）している場合
 - 3分の1支給 ⇒ 全額支給
- 18歳未満の者に対する給付の特例
犯罪行為時、18歳未満であった者が犯罪被害者又は第一順位遺族の場合
 - 不支給 ⇒ 全額支給
- 親族の区分類型の合理化
 - ※ 犯罪被害当時、第一順位遺族である兄弟姉妹が加害者と同居していた場合は
不支給、別居していた場合は3分の2減額
同居と別居の別を問わず、3分の2減額
 - ※ 四親等～六親等の親族が第一順位遺族
3分の2支給 ⇒ 全額支給
- その他
 - ※ 加害者が人違いによって親族に対して犯罪行為を行った場合
3分の1支給～全額支給（親等により異なる。） ⇒ 全額支給
 - ※ 加害者が心神喪失の状態で見殺し親族に対して犯罪行為を行った場合
3分の1支給～全額（親等により異なる。） ⇒ 全額支給

＜例示＞ 統合失調症の息子が父親を刺殺し逮捕されたが、精神鑑定の結果、責任能力が認められないとして不起訴となった事案等では、給付金が全額支給されます。

